

災害発生時の授業等の休講措置に関する基準
(「獨協医科大学医学部における災害等発生時の授業等の取り扱い要領」抜粋)

2020 年 9 月

【気象警報発令による休講】

- ・栃木県全域、栃木県央又は栃木県南部地域に、「警報・特別警報」が発表された場合、授業は休講となります。
- ・「警報・特別警報」が解除された場合の授業及び定期試験の取り扱いは次のとおりです。

区分	授業及び定期試験の取り扱い
午前 7 時までに解除された場合	全日実施
午前 7 時から午前 9 時の間に解除された場合	午後実施
午前 9 時を経過しても解除されない場合	終日休講
授業及び定期試験の時間中に「警報・特別警報」が発表された場合	医学部教務部長が実施の有無を判断する。

【交通機関運休による休講】

- ・自然災害及びその他の理由により、交通機関が運休した場合の授業及び定期試験の取り扱いは次のとおりです。

区分	授業及び定期試験の取り扱い
午前 7 時から午前 9 時の間に東武宇都宮線及び J R 宇都宮線の双方が運休しているとき	午前休講
午前 9 時を経過しても東武宇都宮線及び J R 宇都宮線の双方が運休しているとき	終日休講

ただし、事故等による一時的な運転見合わせは休講としません。

※その他の非常事態や学外施設における実習の取り扱い等については、「獨協医科大学医学部における災害等発生時の授業等の取り扱い要領」を参照ください。